

幼稚園の区域外就園（指定の園区外からの就園）の許可基準

1 申請窓口 香芝市教育委員会事務局 学校教育課（市役所4階）又は各就園先幼稚園

2 基準等

区分	許可基準	許可期間	必要書類等
学期途中の 転居	転居後、従来就園していた幼稚園への就園を希望する場合で、通園に支障がないと認められるとき。	転居時から学期末までの期間（学期を越えることはできない。ただし、教育上の配慮が必要と認められるときは、この限りでない。）	申請書
学期途中の 転居予定	学期途中に転居予定であり、事前に転居予定先の園区の幼稚園への就園を希望する場合で、通園に支障がないと認められるとき。	学期の初日から転居予定の日までの期間	申請書、転居予定であることを証するもの（売買契約書・賃貸借契約書等）、転居予定の時期がわかるもの、その他
教育上の配 慮	家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるときその他教育上の配慮が必要と認められるとき。	必要と認められる期間	申請書、居住を証するもの、その他
選択区域	教育委員会が指定した選択区域内に居住し、指定の幼稚園の変更を希望するとき。	就園時から卒園までの期間	申請書 定員超過時の取扱いに留意のこと。

3 受付時期 転居時等随時（新入園に係る場合は、入園の前年度秋頃の募集時期以降）